


認可外保育施設等をご利用の方へ

国の「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の利用料は、施設等利用給付（無償化）の対象となります。下記の要件等によって、施設に支払った利用料を払い戻しにより支給しますので、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

<p>施設等利用給付（無償化）の対象となる方</p>	<p>子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受け、以下の事業を利用している足立区在住の3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設(ベビーホテル、ベビーシッター、院内保育所など) ・一時預かり(区立保育所、私立認可保育所、小規模保育事業、認証保育所など) ・病児保育、病後児保育 ・ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ) <p>※ 対象施設は、足立区HPで公表しています。</p> <p>保育施設(※1)に通園している場合は対象外</p> <p>(※1) 認可保育所、認定こども園(長時間)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、企業主導型保育</p>				
<p>給付請求の方法</p>	<p>① 施設利用開始前までに、足立区役所へ子育てのための施設等利用給付認定の手続きを行って下さい。お手続き方法については、下部 QR コードからアクセスし「認可外保育施設等の無償化について【利用者向け】2「保育の必要性」の認定」をご覧ください。</p> <p>② 一旦、施設に保育料をお支払いください。</p> <p>③ 以下の書類を利用月の翌月10日までに到着するように区役所にご提出ください。提出は、持参又は郵送で受け付けます。</p> <p>ア「施設等利用費請求書(償還払い用)兼口座振り込み依頼書」(自身で記入。)</p> <p>イ「領収証の写し」(事業者からもらう。)</p> <p>ウ「特定子ども・子育て支援提供証明書」(事業者からもらう。)</p> <p>エ「活動報告書」(提供会員からもらう。)</p> <p>※ファミサポは「ア、エ」、それ以外の事業は「ア、イ、ウ」</p> <p>④ 各月10日までに区で受理した請求分は、受理後1か月程度で指定口座に振り込みます。10日以降に受理した分は、翌月10日までに受理した分として取り扱います。(10日必着。)</p> <p>【提出先】〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3F 子ども施設入園課 認証・認可外保育係 TEL:03-3880-8013</p>				
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数月分まとめての提出は可能ですが、書類は利用月ごとに分けて作成してください。 ・最大、過去2年分まで遡ってご請求できます。2年を経過するとご請求できません。 ・月の途中で転出入された方は、裏面の「月途中で転出入された方へ」を必ずご覧ください。 				
<p>施設等利用給付（無償化）上限額 (※2)(※3)</p>	<table border="1" data-bbox="327 1525 1366 1615"> <tr> <td>3～5歳児クラス</td> <td>月37,000円まで</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯の0～2歳児クラス</td> <td>月42,000円まで</td> </tr> </table> <p>(※2)複数の施設・サービスを併用した場合は、その月に利用した全ての施設・サービスの保育料合計額に対する上限額となります。</p> <p>(※3)給食費や行事費、送迎費などは無償化の対象外です。</p>	3～5歳児クラス	月37,000円まで	住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	月42,000円まで
3～5歳児クラス	月37,000円まで				
住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	月42,000円まで				
<p>申請書類入手方法</p>	<p>「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」や「施設等利用費請求書(償還払い用)兼口座振り込み依頼書」などの申請書類は足立区公式ホームページからダウンロード可能です。</p> <p>アクセス方法 子育て・教育>子育て>幼児教育・保育の無償化について http://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomokate/yojikoikuhokuikumusyoka.html</p> <div data-bbox="805 1944 1300 2004"> <input type="text" value="幼児教育・保育の無償化"/> <input type="button" value="検索"/> </div> 				

【問い合わせ先】

<p>【給付請求について】 子ども施設入園課 認証・認可外保育係 TEL:03-3880-8013 FAX:03-3880-5703</p>	<p>【施設等利用給付認定について】 子ども施設入園課 入園第一～三係 TEL:03-3880-5263 FAX:03-3880-5703</p>
--	---

◎月途中で転出入された方へ

※下表の“転入日”とは、住民票に記載されている転入日の日付です。

転出入の別	施設について	子育てのための施設等利用給付認定の申請について	補助金額について
足立区に転入	転入前から利用している施設を継続して利用する場合	転入後、速やかに（遅くとも転入日のその月内まで）認定申請をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額および施設へ支払う保育料を、転入日以降の日数で(※1)日割り計算します。そのうち、少ない金額が補助額となります。 転入前の補助については、転出元の自治体にお問い合わせください。
	転入後に新たに施設を利用開始する場合	施設利用開始前までに認定申請をしてください。	補助上限額のみ日割りで計算します。日割りの補助上限額と施設へ支払う保育料とを比べて、少ない金額が補助額となります。
足立区から転出	転出前から利用している施設を継続して利用する場合	転出後、(※2)速やかに転出先自治体にて、認定申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額および施設へ支払う保育料を転入日の前日までの日数で日割り計算します。そのうち、少ない金額が補助額となります。 転出後の補助については、転出先の自治体にお問い合わせください。
	転出後に新たに施設を利用開始する場合	転出先の自治体で認定申請してください。	転出先の自治体にお問い合わせください。

(※1)足立区の場合、月途中での転出入の際の日割り計算方法は次の通り。(10円未満切り捨て)

- ・月途中で足立区に転入する場合

補助上限額（または施設へ支払う保育料）×転入日以降のその月の日数÷その月の日数

- ・月途中で足立区から転出される場合

補助上限額（または施設へ支払う保育料）×他区市町村への転入日の前日までの日数÷その月の日数

(※2)転入してから認定の申請をするまでの期間が空いてしまうと、自治体によってはその期間の認定の取得ができない場合がございますのでご注意ください。詳しくは転出先の自治体にお問い合わせください。